

福岡市政記者各位



令和 6 年12月23日 特区 Project T347

福岡市経済観光文化局新産業振興課

半導体エンジニアビザ制度運用開始 ~ 福岡市提案のエンジニアビザが制度拡充 ~

福岡市では、「エンジニアが集まる、活躍する、成長する街、福岡」を目指して、エンジニアと共にエンジニアフレンドリーシティ福岡の取組みを推進しています。

国家戦略特区制度を活用し福岡市が提案・実現したエンジニアビザ制度が、令和 6 年9月に制度を拡充 し、IT エンジニアだけでなく半導体関連産業のエンジニアについても活用が可能になりました。

本日より、制度拡充後の"半導体エンジニアビザ"<u>について受付けを開始</u>しましたのでお知らせいたします。

この制度により、半導体関連産業に関するエンジニアの早期入国が可能となり、半導体関連産業の更なる振興を支援していきます。

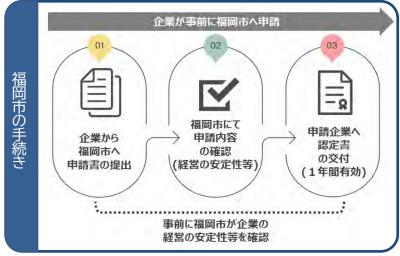
本制度も活用しながら、今後もエンジニアフレンドリーシティ福岡の実現に向け取組んで行きます。

■制度概要

外国人エンジニア(IT 及び半導体関連産業等)の在留資格である「技術・人文知識・国際業務」の在留資格審査期間が通常 1~3 カ月程度かかっているところ、福岡市が事前に審査の一部(企業審査部分)を担うことにより、地方出入国在留管理局での審査期間が **1 カ月程度まで短縮**される制度です。

■手続きフロー

外国人エンジニアを採用予定の企業が、事前に福岡市から経営の安定性等の確認を受けた後、認定書を 受領し、外国人本人もしくは企業が代理で福岡出入国在留管理局へ申請を行います。





【お問合せ先】

福岡市経済観光文化局新産業振興課

担当:濵﨑

電話:092-711-4333(内 2519)

エンジニアビザ制度概要

■対象企業の要件

- 福岡市内に事業所があり、当該事業所において当該外国人を就労させること
- 商業・法人登記していること
- 上場していないこと
- エンジニアフレンドリーシティ福岡賛同企業であること
- 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- 市税に係る徴収金を滞納していないこと

■対象企業の例示

○ 情報関連産業 ソフトウェア開発業(受託、組み込み、ゲーム等)、情報処理業 等

○ <u>半導体関連産業</u> 半導体製造業、半導体製造に係る装置製造業(ウェーハ加工、熱処理、洗浄等)、検査業 等

■対象の外国人エンジニアの例示

- 情報処理・通信技術者 システムコンサルタント、システム設計者、ソフトウェア作成者 等
- <u>半導体関連産業の技術者</u> 半導体製造関連の技術者、半導体関連機器等の開発・設計・製造に係る技術者、半導体の検査技術者
- <u>その他</u> 通訳者

※下線部は今回追加(拡充)された事項